

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年4月1日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第25号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書)

第2条 条例第6条第1項第3号に規定する別に定める事項は、公文書の公開の方法とする。

2 条例第6条第1項に規定する公開請求書は、公文書公開請求書（第1号様式）とする。

(公文書公開決定通知書等)

第3条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定 公文書公開決定通知書(第2号様式)

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定 公文書一部公開決定通知書（第3号様式）

2 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 公文書の全部を公開しない旨の決定（次号及び第3号の決定を除く。）

公文書非公開決定通知書（第4号様式）

(2) 条例第9条の規定により公開請求を拒否する旨の決定 公文書公開請求拒否決定通知書（第5号様式）

(3) 公開請求に係る公文書を保有していないことにより公開しない旨の決定
不存在による非公開決定通知書（第6号様式）

(公文書公開決定等期間延長通知書)

第4条 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書（第7号様式）により行うものとする。

(公文書公開決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第12条の規定による通知は、公文書公開決定等期間特例延長通知書(第8号様式)により行うものとする。

(公文書の公開に関する照会書等)

第6条 条例第13条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に意見書を提出する機会を与えようとするときは、次に掲げる事項を記載した公文書の公開に関する照会書(第9号様式)により、当該第三者に通知しなければならない。

- (1) 公開請求年月日
- (2) 公開請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第13条第1項又は第2項に規定する意見書は、公文書の公開に関する意見書(第10号様式)とする。

3 条例第13条第3項の規定による通知は公文書の公開に関する決定通知書(第11号様式)により行うものとする。

(電磁的記録の公開の実施方法)

第7条 条例第14条第2項に規定する別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取又は複写したものの交付
- (2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法のいずれか
 - ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - イ 当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスクその他の記録媒体に複写したものの交付

(費用の負担等)

第8条 条例第16条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第16条に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付

に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第16条に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

4 公文書の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(審査会諮問通知書)

第9条 条例第18条の規定による通知は、情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書(第12号様式)により行うものとする。

(審査請求人等に関する情報の公開実施日等通知書)

第10条 条例第19条において準用する条例第13条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく公開実施日等通知書(第13号様式)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第22条の規定による公表は、広域連合の掲示場に掲示することにより行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年2月22日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

写し等の作成の方法	費用
電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき10円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき20円）
フルカラー電子複写機による写し （A3判、A4判、B4判又はB5判）	1枚につき100円 （用紙の両面に複写した場合は、 1枚につき200円）
上記以外の方法により写しを作成した 場合	実費
録音カセットテープ（記録時間60分 から120分）に複写したもの	1巻につき200円
ビデオカセットテープ（VHS方式記録 時間120分から180分）に複写した もの	1巻につき350円
フロッピーディスク（2HD）に複写し たもの	1枚につき100円
その他の記録媒体に複写した場合	実費